78 諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門への対応に係る経費 【6.190(6.189)百万円】

– 対策のポイント ——

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門について、関連訴訟や裁判所における和 解協議に適切に対応しつつ、開門することになった場合にも対応できるよう 所要の予算を措置します。

く背景/課題>

- ・諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門問題については、現在、福岡高裁及び長崎地裁において、和解協議を実施していますが、平成22年12月の福岡高裁判決による「開門義務」と、平成25年11月の長崎地裁の仮処分決定による「開門してはならない義務」という2つの相反する義務が存在しています。
- ・このため、問題の解決に向けて、**関連訴訟や裁判所における和解協議に適切に対応**する必要があります。
- ・関連訴訟や裁判所における和解協議について予断することはできませんが、**開門する** ことになった場合にも対応できるよう所要の予算を措置する必要があります。

政策目標

関連訴訟や裁判所における和解協議に適切に対応しつつ、開門することになった場合にも対応できるようにする。

<主な内容>

1. 対策工事

開門することとなった場合に防災・農業・漁業への影響が生じないよう、対策工事に要する予算を措置します。代替水源対策の海水淡水化施設等の整備については、 国庫債務負担行為(平成29年度から2箇年で11,933百万円)を併せて措置します。

2. 施設管理

開門することとなった場合の施設管理に要する予算を措置します。

3. 環境調査

有明海、諫早湾等の水質、底質、生物・生態系等の調査を実施します。

(事業実施主体:国)

「お問い合わせ先:農村振興局農地資源課 (03−6744−1709)